

報告第2号

専決処分の報告について

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年3月6日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、平成29年1月20日に専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものである。

専決処分書

損害賠償請求事件に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 相手方 滋賀県彦根市

米原市個人情報保護条例第3条および第9条の規定により、住所の番地と氏名は掲載しておりません。

2 事件名 市道のグレーチングにおける自転車の損傷

3 事件の概要

平成28年9月3日午後0時30分頃、市道曲谷7号線において、上記相手方が当該市道に敷設されたグレーチング上を通行したところ前輪がはまり、損傷した。

4 損害賠償の額

金101,972円とする。

平成29年1月20日

米原市長 平尾道雄